

事務所だより



ヤマアジサイ 撮影／平山博久

第65号

発行

黒崎合同法律事務所

北九州市八幡西区黒崎三ー一七アースコート黒崎駅前BLDG. 4F
電話■093(642)2868・FAX■093(642)2856

暑中お見舞い申し上げます

二〇二〇年のはじまりから、新型コロナウイルスで世界が大変なことになるなど思いもありませんでした。

自分の身は自分で守る、周囲の人々と助け合って乗り越えることが日常となった中・・・「かつてないスピード感をもって、躊躇なく配布されたマスク2枚」は洗ったら縮むだけではなく、国民の期待感をしほませる効果は大でした。棒読み記者会見に怒りを覚えた皆さん。その怒りは次の選挙で示しましょう。皆様方のご健康とご多幸を心よりお祈りいたします。

二〇二〇年

盛夏



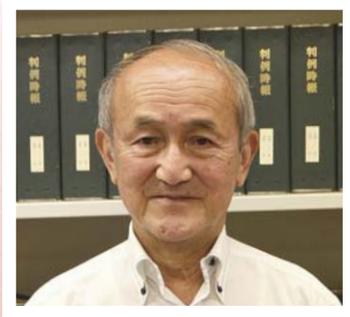
弁護士 安部 千春
 弁護士 田邊 匡彦
 弁護士 横光 幸雄
 弁護士 東 敦子
 弁護士 溝口 史子
 弁護士 平山 博久
 弁護士 朝隈 朱絵
 弁護士 三苫 和喜

事務局長 原田 祥昌

外 事務局員一同

なぜ新型コロナの感染者が 日本人に少ないのか

弁護士 安部 千春



新型コロナのために裁判所は刑事事件を除き、すべての民事・家事事件の裁判を中止した。民事の判決の言渡は弁護士は行かないし、裁判官が一人で判決文を読むだけなので、とうてい三密にはならないのに一律で中止した。勝つ判決が二件あり、楽しみにしていたのに、残念である。私は感染防止のためにできるだけ事務所にも行かないようにして、本を読んだ。

「首都感染」 著者 高嶋 哲夫

二〇XX年、中国北京でサッカー・ワールドカップが開催された。ところがスタジアムから遠く離れた雲南省で致死率六〇%の強毒性のインフルエンザが発生した。一村が全員死亡するなどの被害が出た。

ところがサッカーでは中国が勝ち続け、準決勝では日本を破り、盛上った。そのため中国政府はインフルエンザの発生を隠蔽した。北京には世界各国から数十万の人がワールドカップの観戦に来ていた。この人達がインフルエンザに感染して帰国すると全世界に広がり、パンデミックになる。

日本はその事実を知り、日本人を即帰国させ、帰国者を検査し、陽性

の人は病院に入れ、陰性の人は旅館などに隔離するという方針をいち早く発表した。当然中国政府からの非難中傷を覚悟した上で発表したのが、真実であるから中国政府からの攻撃はなかった。この水際作戦は結果としては世界から評価され、各国と比較するとインフルエンザの発生者も死亡者も少なかった。それでも北京からの帰国者が到着する東京で感染者が発生し政府は首都を封鎖した。警察と自衛隊とですべての東京に通じる道路を封鎖し、すべての公共交通機関を止めた。

このために日本では感染者も死者も世界では圧倒的に少なく、世界から評価された。この本の発刊は二〇一〇年一二月である。

ところが今回の新型コロナでは日本政府は習近平国家主席の来日を控え、オリンピックの開催の予定があったために、その二つが延期になってはじめて中国からの入国制限を始めた。遅かった。そのために中国からの入国者を中心に新型コロナの感染者が発生した。

どうして日本政府は「首都感染」の本から学ばなかったのか私には理解できない。

日本ではどうして新型コロナの感

染者が少なく、死亡者が少ないのかについては様々な説がいわれている。

マスクの着用

マスクの着用や毎日の入浴など
の高い衛生意識

去年私はカナダのルイーズ湖などの湖を見に行った。大変きれいだっただがトイレが水洗ではなかった。水洗でないところは世界の観光地にはよくあるので驚かなかったが、カナダでは何と手を洗うところがないのである。必死で探したがなかった。ウズベキスタンでは公衆トイレがなく、バスは砂漠で停車し、男は立ちション、女は持参させられたパラソルに隠れて用を足した。

日本が鎖国をやめ、欧米人が来た時、日本人の清潔さに驚いた。ベルサイユ宮殿にはトイレがなかった。

映画「二十四の瞳」で有名な女優・高峰秀子がフランスで下宿した時にフランス人が毎日風呂に入らないので、毎日入るために苦労したことを自伝に書いていた。

従ってこの説は正しいとは思いますが、新型コロナの感染者も死者もアメリカの一〇〇分の一であり、これだけでは説明できない。麻生太郎財務

相は「海外から電話がかかってきたので国民の民度のレベルが違うと言うとみんな黙る」といつているようだが、これは相手があきれて黙るだけのことで「あんたからはいわれたくない」と思っているのではないだろうか。

「銃・病原菌・鉄」

ジャレド・ダイヤモンド

を読んだ。

スペインのピサロはわずか一六八人で八万の兵士によって護られていたインカ帝国のアタウルパを捕え、処刑してしまい、インカ帝国を滅した。

しかしアメリカで先住民の多くが死んだのは虐殺によるものではない。天然痘をはじめとしてインフルエンザ、チフス、腺ペスト、その他の伝染病によって、ヨーロッパ人が侵略した大陸の先住民の多くが死んだ。ヨーロッパからの移住者達が持ち込んだ疫病によってコロナプスの大陸発見以前の人口の九五%が死んだ。

ノーベル医学生理学賞受賞者の山中氏は三月、「山中伸弥による新型コロナウイルスのサイトを開発し、自身の考察をつづっている。五月には日本の対

策について、こう書いた。

〈PCR検査数は少なく、中国や韓国のようにスマートフォンでGPS機能を用いた感染者の監視を行うこともなく、さらには社会全体の活動自粛も、ロックダウンを行った欧米諸国より緩やかでした〉

しかし、日本の感染者や死亡者の数は欧米の主要国よりかなり少ない。その理由を探るべきだと山中氏は主張する。

〈私は、何か理由があるはずと考えており、それをファクターXと呼んでいます。ファクターXを明らかにできれば、今後の対策戦略に活かすことが出来るはずです〉

人口100万人あたりの死者の数は英国では93:1人、米国は329:7人なのに対して、日本は7:2人、韓国は5:3人、台湾0:3人である。中国も少ない。日本だけが少ないのではなく、東アジアは少ないのである。東アジアの人は新型コロナウイルスに感染しにくいし、死者も少ない。

従って、ファクターXは東アジア人にはこのウイルスには自然免疫が強いということではないだろうか。遺伝子的要因なのではないだろうか。

PCR検査の拡充

山中教授は、「ファクターX」の候補として、厚生労働省クラスター対策班や保健所職員による献身的なクラスター対策をあげる。

しかし日本ではPCRの検査を制限し、外国と比べると圧倒的に少なかつた。外国にできたことが日本にできないことはない。わからなければ韓国や中国から学ばばよい。日本では検査を請け負ったのは地方衛生研究所と保健所だつた。ところが日本は保健、衛生にかかる分野での財政削減を行い、保健所の大幅の削減を行っていた。公的機関でできないのなら民間にも協力を要請して行なうべきであつた。PCR検査をしなかつたために死んだと思われる人もいた。従って日本の対策がよかつたということはない。

ハグ、握手・大声での会話などが少ない生活文化

これがどの程度影響があつたのかはわからない。

結核を予防するためのBCGワクチン

イスラエルではすべての新生児を対象にワクチン接種を行っていたが、1982年からは一部の移民に絞つ

た。それを比較しても効果があつたとは思えないと発表している。WHOも今年4月、根拠はないと表明した。

類似ウイルスに感染した可能性

たまたま日本では入国制限の遅れから中国から病原性の弱い新型コロナウイルスが広がって免疫が作られ、後に病原性の強いタイプが入ってきても、この免疫が働いたために被害が小さかつたという説がある。

しかし免疫が作られる程新型コロナウイルスに日本人が感染したという証拠はない。

以上のように検討すると安倍首相がいうように日本政府の対策がよかつたから日本人に感染者が少なく、死者も少ないということはない。たまたま東アジアの人がこの新型コロナウイルスに対する自然免疫に優位性があつたためではないのか。

新型コロナウイルスとの闘いが終わったわけではない。秋から冬にかけて第2波の感染拡大のおそれがある。日本でもこれまでの対策を総括し、諸外国からも学び、必要なPCR検査が行われるようにして、保健・医療の体制を整えるべきである。

検察庁法改定案の反対運動



弁護士 横光 幸雄

閣議決定

本年一月三十一日、安倍首相は検察庁法の定年の規定に反して東京高検検事長の定年を八月七日まで延長するとの閣議決定をした。そして三月一日に検察官の定年を六五歳までに引き上げるだけでなく内閣や法務大臣の裁量で、検事総長、次長検事、検事長、検事正の役職定年等を延長できるとする検察庁法改定案を通常国会に上程した。

弁護士会の反対意見

この法案に対し日弁連や全国に五二ある単位弁護士会の九割にあたる四六弁護士会は、準司法官として特殊な職務と責任を付託されている検察官の政治的中立性と独立性を脅かす危険があり、憲法の基本原理である三権分立に反するとして反対の意見を表明した。我が福岡県弁護士会ももちろん反対で、当会選出の日弁連副会長は、この件の担当副会長として国会議員との意見交換やマスコミへの記者レクなど法案阻止のために奮闘した。

井検察庁法改定案に抗議します

五月八日に政府与党が国会審議入り

を強行すると、「#検察庁法改定案に抗議します」とのツイッターデモが始まった。多数の市民の賛同だけでなく、俳優、歌手、タレントも次々に賛同意見を表明し、一〇日には四七〇万人が反応、一五日の内閣委員会までにツイートは一〇〇〇万を超えたと言われている。

検察官OBの反対意見書

五月十五日、元検事総長ら検察OB一四名が連名で「検察官にも国家公務員法の適用があると従来の解釈を変更することにした」との安倍首相の国会答弁について、これは本来国会の権限である法律改正の手続を経ずに内閣による解釈だけで法律の解釈運用を変更したという宣言であって、ルイ一四世の言葉として伝えられる「朕(ちん)は国家である」との中世の亡霊を彷彿させるもので、近代国家の基本理念である三権分立の否定にもつながりかねない危険を含んでいるとの厳しい反対意見を表明した。

五月十八日には、元特捜検事OB三八名が連名で、「検察官の独立性、政治的中立性と検察に対する国民の信頼が損なわれかねない、検察権行使に政治的な影響が及ぶことが強く懸念される」として反対意見を表明した。三八名は司法修習二四期から四五期

で、現検事総長(三三期)や黒川東京高検検事長(三五期)と同期の者も名前を連ねており、私の友人の検事も名前を出して普段では考えられないことなので、運動の広がりを実感した。

国会審議

五月十八日、政府は通常国会での法案の採決をあきらめ秋の臨時国会に継続審議になるとの報道がされた。ところが五月二十一日発売の週刊誌の記事で、黒川氏が新聞記者の自宅で賭けマージャンをしていた事実が発覚、黒川氏は同日付で辞表を提出するに至った。この後六月十七日の国会会期末までに継続審議の手続はとられず遂に法案は廃案になった。

民主主義の勝利

ネット上で急激に反対運動が広がったのは、法律も無視する安倍内閣の横暴に対して、このままでは三権の分立も民主主義も危ういと感じた国民の危機感と怒りが原因と思われる。

国会閉会后に河井元法務大臣夫妻が公職選挙法違反で逮捕された。このような法務大臣の裁量に検察官の身分を委ねることなどとうていできない。今回のような検察庁法改定案は二度と国会に上程されてはならない。

出口支援を志す修習生と 過ごした1ヶ月



弁護士 東 敦子



今年4月23日から、司法修習生の指導担当が始まる予定でしたが、コロナのため、開始が遅れて、5月18日から6月18日までの1ヶ月となっていました。私にとっては4人目の修習生ですが、回を追うごとに年の差は離れ、とうとう親子といっても過言ではない状況に・・・。

司法試験に合格すると、司法研修所で勉強したり、裁判所、検察庁、弁護士のもとで実務の中で勉強したりする「司法修習」があります。私の時代は2年間その期間がありましたので最初の半年は埼玉県の和光市にある研修所で勉強して、そのあと4ヶ月ず

つ、裁判所（刑事、民事）、検察庁、弁護士をまわって、また戻るといったものでした。今では、期間が1年間なので、ぎゅっと詰まった修習です。ただでさえ、短いのにコロナで短

縮。でも、かわいそうな修習生にはならないようにできる限り相談に立ち会ってもらい、記録を読んだり書面を作ってもらい、限られた範囲ではありましたが、期日にも出してもらって「弁護士生活」を実感(?)してもらいました。弁護士に相談に来られる当事者の方々の切実さ、弁護士からの突然の手紙に戸惑い、怒りをぶつけてこられる方々の思いを様々な場面で伝え、誠実に向き合うことの大切さについて、修習生と意見を交換しました。

少し慣れてきたところで、修習生から「僕は出口支援に興味があります。検察庁で修習したときに、社会の受け皿につなげることができれば、刑務所ではなく、社会で働きながら更生できるのと思うた事件があったんです。」という話がありました。ちょうど、私は窃盗で何回も刑務所生活を繰り返しているAさんの国選弁護人を担当していました。今度こそ、出所後は北九州市障害者基幹相談支援センターにつながってもらいたいということでもセンターの方に情状証人として出廷いただき、出口支援の実際を学びました。

また、出口支援といえば「北九州ダルク」です。ダルクは薬物やアルコール使用の問題を抱えた方々やそのご家族を支援する回復施設です。刑務所を出た後が一番怖いのが薬物です。そこで、二人で一緒にダルクも訪問して支援の実情を聞きました。ちょっと大人しいかなと思っていた修習生だったので、本当に出口支援をしたいのだからという気持ちが伝わりました。

弁護士の仕事は弁護士だけではできないことがたくさんあって、多くの人と手をつなぐことである人の人生を応援できることを改めて二人で学びました。

追伸です！

さて、その北九州ダルクが「コロナ禍で頑張っている医療従事者等の方々に感謝のコーヒーを！」というプロジェクトをクラウドファンディングの寄付によって実施しました。目標額は30万円でしたが、数日で目標達成し、その後も支援は増え続けています。普段の応援に感謝の気持ちで応えたい！というコンセプトにたくさんの人たちが賛同してくれました。

黒崎合同法律事務所 with コロナ

弁護士 溝口 史子



緊急事態宣言が発令された4月7日以降、当事務所では、弁護士・事務局員の健康を守りつつ、ご相談者・ご依頼者の皆様に安心して来所していただけるよう、新型コロナウイルス感染症予防対策について試行錯誤を行ってきました。

今回、現在の当事務所のコロナ感染対策をご紹介します。

1 事務所設備の工夫

事務所受付には飛沫防止パネルを設け、受付時の飛沫感染を防止しています。

また、面談の際には、可能な限り、換気をしやすい、窓のある広い個室を使用しています。時々、雨が降り込み、窓枠がびちょびちょなことがあります。ご愛敬です。また、当事務所は4階なので、窓が開いていても秘密のお



話が外に漏れることはありません。ご安心ください。

来所者が多いときのみ、飛沫防止シートを設置した小さな個室を使用しています。飛沫防止シートは事務局の手作りです。

個室は使用する都度、室内設備やドアノブ等をアルコール除菌し、来所者間の接触感染を防止しています。当初は、面談後の除菌を忘れ、次の個室使用の直前にバタバタすることもありましたが、現在はルーティンワーク化しています。

さらに、毎日、各個室を使用した弁護士・来所者を記録し、万一弁護士や来所者から感染者が出たときには、同じ日に同じ個室を使用した人を特定し、ご連絡をとることができます。工夫しています。

2 弁護士・事務局の工夫

弁護士・事務局は全員マスクを着用し、体調に気を付けて執務しています。体調が悪いにもかかわらず事務所にきてきた所員に対しては、所員

一同で、愛情をもって追い返すことにしています。無理は美徳ではありません。

また、弁護士は、できる限りリモート会議や電話打ち合わせを利用し、弁護士同士、あるいは弁護士とご依頼者の接触を必要なものに限るよう、努力しています。

3 ご相談者・ご依頼者の皆様へのお願い

現在、当事務所では、ご来所者が密になることを避けるため、また個室の利用調整のため、事前にご予約いただいた方のみ、ご相談・打ち合わせをお受けしております。このため、ご来所を希望される方は、事前に当事務所までお電話ください。また、ご予約の日時において、体調が優れない方や、その他コロナウイルス感染のおそれのある方は、ご来所前に必ずご相談ください。日時変更や電話での打ち合わせへの変更等、柔軟に対応させていただきます。

また、ご来所の皆様には、原則としてマスクの着用をお願いしております。マスクをお忘れの方を、愛情をもって追いつ返す・・・ことはいたしませんので、受付時に事務局までご相談ください。



自宅の過ごし方

弁護士 平山 博久



新型コロナウイルスによる自粛期間中のことについて少し。

当事務所は、自粛期間中、弁護士はできるだけ自宅待機、事務員も出勤調整などの対応をしました。僕も、自粛期間中の平日、自宅待機となることがあり、そのために1日のほとんどの時間を自宅で過ごしました。そこで、この期間中に家で取り組んだことを振り返ってみます。

1 まず毎週、子どもたちと新聞にしていた数独をやりました。これまできちんと数独をしたことがなかったのですが、改めてやってみると、とても難しく、とても面白かったです(写真1)。



写真1

数字を二択に絞れる部分に書き込んでいくやり方で進めましたが、途中から、場合分けをしつつ、一気に数字が埋まっていく流れがとても爽快でした。

二択と思い込んで書き込んだものの、その二択を導いた論理が間違っていた場合、修正はほぼ不可能なほど進んでしまった後に、間違ったことに気が

づくことが多く、最初からやり直しとなる点も緊張感があって良かったです。

2 また、夜に外に出ることが全くないため、この期間は、特にレモンサワーやハイボールを家で作るようになりました。そこで重要だと感じたのは氷です。

お店では透明な氷をよく見ますが、冷蔵庫の製氷機では通常透明な氷を作ることができず、大部分が白くなってしまう。ご存じの方も多いと思いますが、水中の空気や不純物等が白くなるようにです。

今回は、特別な水を使うのではなく、気楽に水道水を使うことを前提としました。タッパにプチプチ(緩衝材)を巻くなど、水面から底面の順に凍るように色々、試行錯誤した結果、ようやく透明な氷を作ることができるようになりました。

キラキラと反射した透明な氷はそれ自体美しいですし、できたときの満足感が高く、お酒だけでなく、アイスコーヒー、ジュース、紅茶その他水を使う飲み物にも利用出来ます。液体に触れる面積が小さくなるよう大きさを調整できるので、当然、小さい氷より、溶けにくいです。

今でも、タッパに水道水を注いで冷凍庫に入れて、その後、その凍り具合を見て、タッパから氷を取り出し、アイスピックや包丁でちょうどよい大きさにカットすることが楽しみに



写真2

なっています(写真2)。アイスピックは一本ではなく三本のタイプが氷板を割りやすいです。

3 後は、バジル栽培です。バジルはよく使うので、僕が育てています。少しずつ大きくなっていくのを見ると、本当にかわいいです(写真3)。



写真3

収穫しても、どんどん増やすことができるので、毎日の水やりも日課となっています。

こうやって振り返ってみると、家にいる時間が長かった分、色々なことに取り組むことができた期間となりました。

コロナ禍でも授業はできる!!

魅力満載オンライン授業



弁護士 朝隈 朱絵

1 明日の自由を守る若手弁護士の会、「あすわか」の活動

私は、「あすわか(明日の自由を守る若手弁護士の会)」という若手の弁護士で作る任意の法律家団体に所属しています。あすわかでは、一般の方々にもっと憲法のことを知ってもらおうという理念で活動を行っており、みんなでお茶や、時にはお酒を飲みながら、憲法について気軽に話そうという「憲法カフェ」「憲法バー」などを開催しています。

2 主権者教育

あすわかで最近力を入れているのが、「主権者教育」。私たち弁護士が講師として学校で出前授業をし、憲法の話、様々な時事問題等の話をし、みんなで考ようという授業です。投票率の低さ、政治に対する興味関心の低さ、若者の政治離れ。このような状況になっているのは、教育の過程に問題があるのではないかと考えたのです。

人格形成の過程で、社会を取り巻く問題に積極的に触れて、考え、自分達の生きる社会は自分たちで造る、という考えを養うことができたら、きっと、この状況は変わるだろう、ということから始めた取り組みです。

3 コロナで授業ができない!! それなら、オンライン授業を!!

主権者教育に取り組もうと、本腰を入れ始めた矢先・・・新型コロナウイルスの影響で、学校が休校になつてしまいました!

流石にしばらくは学校での授業はできないなあと、諦めていたのですが・・・京都の立命館宇治高校の社会科の先生から、オンラインで授業をやらなにかと提案を頂いたのです!最初はどんなふうにするのか不安でしたが。

やってみると簡単に生徒は皆、各家庭から自分のパソコンで参加して、生徒の顔が私たち講師のパソコン上に順番に映り、出席の確認もできます。授業で使用する資料は、「画面共有」というボタン一つで、パソコン上でみんなが見られるようになります。クイズを出して、「反応」ボタンで答えてもらうことも、「チャット」機能で生徒が随時、質問や意見を出すこともできます。生徒の反応を空気で感じることができないうデメリットはありますが、チャットでの発言は実際の授業で手を挙げて発言するよりやりやすいようで、生徒も積極的にいろんな意見を寄せてくれます。そして何より、どこからでも授業ができるというのは大きなメリットです!実際に今回は、京都と北九州という、遠隔

での授業が実現しました。私が学生の頃は、真冬でも暖房がなく、凍えながら授業を受けていたのに・・・ジェネレーションギャップを感じます・・・。

紙芝居を用いた立憲主義の授業、ハンセン病を題材に人権・統治機構について、同性婚訴訟を取り上げてLGBT・平等権の授業等、さらに、木村花さんの事件を受けてSNS上の表現の自由について、コロナ禍での福祉政策等とホットな話題まで。憲法の基本的な考え方を踏まえた上で、これらの問題をどう考えていくか。1コマの授業では全然時間が足りず、ついつい、早口になってしまいます。

4 今後の展望

主権者教育はまだ走り始めたばかりですが、コロナ禍でも実施したいと模索した未実施したオンライン授業のおかげで、今後、全国規模で進めていく礎を築くことができそうです。今後、授業のメニューやレジュメ作成等、やることは山積みですが、うれしい悲鳴です。全国の社会科教員ネットワークを通じて、主権者教育を浸透させ、時間はかかりませんが、コッコツと、「自分たちの暮らし社会は自分たちで造る!」という大人が当たり前の社会を作っていくたらなと思っています。

オンライン飲み会 やってみました

弁護士 三苦 和喜



新型コロナウイルスの影響による緊急事態宣言を受け、裁判所は緊急の対応を行う必要がある一部の事件を除いて、期日等がすべて取消されるという事態になりました。弊社も、弁護士・事務員を合わせて16名という大所帯ですから、最低限の出所にとどめ、弁護士は自宅で勤務を行うという縮小営業としました。

自宅勤務といつても、裁判所の期日はありませんし、交渉の相手方となっている企業等も縮小営業で連絡が取れず、といった事態となり、比較的ゆつくりとした時間を過ごすこととなりました。

最初は、普段手の回らない自宅の掃除（排水溝や換気扇など）を行いました。1週間程度で終わり、手持ち無沙汰になってしまいました。外出もできない、人にも会えない、ということでもストレスが溜まるなあ、と思っていたところ、オンライン飲み会なるもの存在を知りました。ちょうど、自粛中で時間に余裕のあった大学時代の同期や先輩、法科大学院の同期、修習中に知り合った友人などと連絡を取っていたこともあり、さっそくやってみることにしました。

オンライン飲み会では、料理やお酒は自分で準備することになります。でもデリバリーでピザなどをとるのも味気ない、ということと、ちよつと手の込んだ料理にチャレンジしました。

①ホルモンの味噌煮込み



実家で数年に一度登場する料理。総料理時間は4時間くらいに…

②とんかつ



片付けが面倒なので揚げ物をしたことはありませんでしたが、片付けもできる気がしたのでチャレンジ。サラダは手抜き。

③鯛飯



鯛が2割引になったので、土鍋で鯛飯を炊いてみました。炊いた後に、骨を取る作業が大変でした。

などなど、普段作ることのできない料理にチャレンジしてみました。が、本来の目的はオンライン飲み会でした。

オンライン飲み会では、日本各地に住む友人が数年ぶりに顔を合わせ（？）近況報告を行ったり、一緒に過ごした当時の話をしたりするなど、画面越しに会うということでも新鮮でもあり、かつ、懐かしくもあった飲み会でした。

オンライン飲み会は、自分の都合のよい時間だけ参加することもできますし、どこに住んでいても参加できます（海外在住の先輩ともオンライン飲み会をしました！）。こういった新たな取り組みは、緊急事態宣言がなければしていなかったと思うので、つらく苦しい緊急事態宣言下ではありましたが、少しだけ得るものはありました。

新型コロナウイルスの影響で不便な生活を余儀なくされていますし、不安もつりませんが、制限された生活の中でも少しでも楽しめを見つけて、ストレス軽減に努めましょう。

一口法律相談

質問

「死亡した被害者の父母、配偶者、子以外の親族は、どのような関係であれば、固有の慰謝料が認められますか」



弁護士 田邊 匡彦

1 民法711条

同条は、明文で被害者の父母、配偶者、子という一親等の親族に固有の慰謝料請求権を認めています。被害を受けた本人だけでなく、身分的な近さから類型的に大きな悲しみを味わうと考えられる人達に独自の請求権を認めたものです。

2 その他の近親者にも固有の慰謝料請求権が認められるか

判例は、①民法711条所定の者と同視しうべき身分関係、②甚大な精神的苦痛を受けたことの二つの要件を満たした者に固有の慰謝料請求権を認めています。

それでは、どのような近親者であれば、固有の慰謝料請求権が認められるのでしょうか。

(1)内縁の配偶者

認められる。配偶者に準じる。相続権がないため、内縁期間、外の相続人の有無関係等も考慮の上、慰謝料総額の2分の1を超える場合もあるが概ね3分の1から5分の1の範囲で認められている。具体的な金額でみると1300万円～100万円が認められている。

(2)婚約者

原則として認められない。

(3)未認知の親子

生物学的には親子であり、同居して扶養しているなどの事情があれば認められる。

(4)兄弟姉妹、祖父母、孫

これらの二親等の血族については、①同居の有無、同居期間、別居後の期間等同居に関する事情、扶養状況等生活状況、②請求者本人及び被害者の年齢、③事案の重大性・悪質性を総合考慮して決められている。

兄弟姉妹については、訴訟では約80%で認められているが、認容額は100万円未満が30%、100万円が40%、100万円超が30%となっている。

祖父母の場合、認容されたのは50%強、同居していると認められる割合が増えるが、認容額は100万円以下が60%強となっている。

孫については、被害者である祖父母から扶養され世話を受けていたこと、同居していたことが重視されて認められた事例がある。

(5)その他の親族等

2親等の血族以外でも、義父母、親代わりの叔父叔母、内縁の配偶者の連れ子等についても、上記の要件を踏まえて検討し、認められ

る場合がある。

3 慰謝料総額との関係

裁判所は、親族等に固有の慰謝料を認める場合でも、原則として加害者が支払う慰謝料総額を増やすことはしていません。したがって、固有の慰謝料が認められた場合、その分被害者本人(相続人)の慰謝料額が減ることになります。固有の慰謝料請求については、相続人ではない近親者にとって意味を持つといえるでしょう。

法律相談(初回30分)を無料にしました。

〈営業時間〉

月曜日 午前10時00分～午後7時30分まで
火曜日～金曜日
午前10時00分～午後5時30分まで
土曜日 午前9時30分～午前11時00分まで
(土曜日は、金曜17時まで予約の方のみ)
日曜・祝日はお休みです

＝相談予約受付時間＝

相談は事前予約をおねがいます

平日(土・日・祝日を除く)午前9時から
午後5時までにお電話下さい。

TEL 093-642-2868



お知らせ

8月13日～16日は夏季休暇のためお休みします。